



三重県中小企業融資制度

# 小規模事業資金

三重県内の金融機関、商工会議所、商工会、三重県及び三重県信用保証協会が協調し、金融を通して小規模事業者の経営力向上を支援します!!

がんばる企業を応援します!!

1. 低利な固定金利で資金調達が可能になります。
2. 信用保証料率が一般保証と比べ低めに設定されています。

お近くの商工会議所・商工会は

三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地47番地の4

**木曾岬町商工会**

TEL 0567-68-1183 FAX 0567-68-4540

この他にもお客様のニーズにあった保証制度をご用意しています。詳しくは、お近くの商工会議所・商工会もしくは、三重県信用保証協会までお気軽にご相談下さい。

# 三重県中小企業融資制度

## 小規模事業資金(一般扱い)の概要

対象となる方	三重県内に主たる事務所または営業所があり、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでおり、従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模事業者の方
保証限度	1,500万円
保証期間	設備資金7年、運転資金5年
貸付利率	年率1.75%
保証料率	下表「県制度保証料率表」のとおり
保証人	申込人が個人の場合:原則不要(※) 申込人が法人の場合:原則代表者の方のみ(※) (※)詳しくは、保証協会までお問い合わせ下さい。

「県制度保証料率表」

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県制度保証料率	1.50	1.40	1.20	1.05	0.90	0.90	0.80	0.60	0.45

※次の要件を満たしている場合は、県制度保証料率から割引を行います。

- ① 中小企業会計に準拠して決算書を作成している場合 ▲0.1%
- ② 有担保保証の場合 ▲0.1%

※特別小口扱いの保証料率は0.6%(一律)となります。

- 小規模事業資金には上記の「一般扱い」のほか「特別小口扱い」「過疎・東紀州地域扱い」「特定事業扱い」「中小企業倒産防止共済加入者扱い」がありますが、それぞれ内容は異なりますのでご注意ください。
- 三重県信用保証協会「小口零細企業保証制度」の対象ではありません。
- 事業税等県税の納付を確認するため、納税証明書(過去3ヶ年)が必要です。

### 保証協会 ご利用のメリット

- 金融機関プロパー融資と協会保証付融資の併用で融資枠の拡大が図れます。
- お客様のニーズにあった保証制度を選んでご利用いただけます。

### 事業の維持安定のため、ご家族の安心のため

#### 「保証協会における中小企業者向けの“プラスワンサービス”」

信用保証協会団体信用生命保険制度(保証協会団信)をご利用下さい。

～詳しくは、お近くの商工会議所・商工会または信用保証協会まで～

## 三重県信用保証協会

### 本店営業部

〒514-0003  
三重県津市桜橋3丁目399番地  
TEL059-229-6014  
FAX059-229-6344



### 四日市支店

〒510-0085  
三重県四日市市諏訪町4番5号  
四日市諏訪町ビル5階  
TEL059-353-9161(代)  
FAX059-354-2046

